

# 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の改正の概要(別紙)

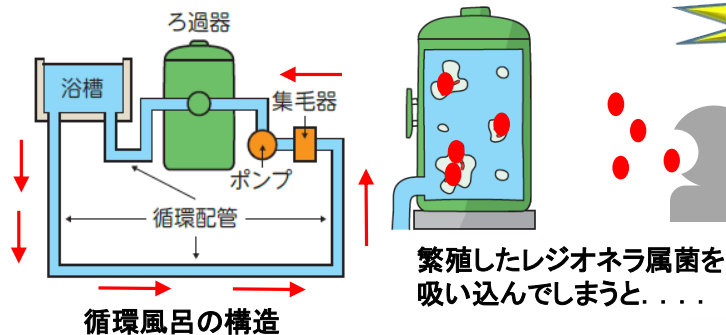
令和2年12月 薬事衛生課

## 1. 条例改正の理由

公衆浴場及び旅館業の浴場におけるレジオネラ症対策については、厚生労働省が技術的指針として「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」並びに「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を示しており、都道府県知事はこれらに基づいて、条例で浴場の構造設備及び衛生措置の基準を定めている。

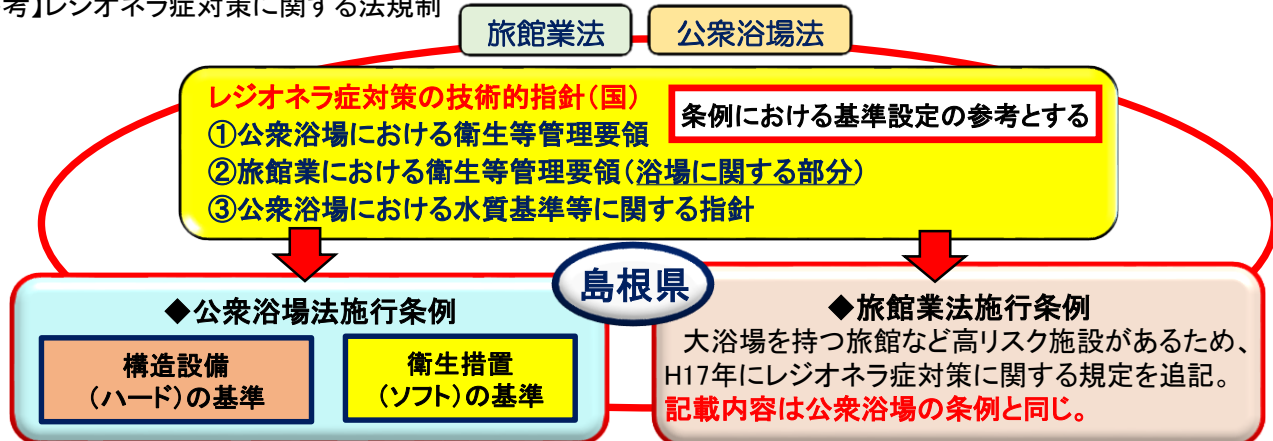
令和元年9月19日付けで上記の技術的指針が改正されたこと、また、近年の県内におけるレジオネラ症の発生動向等を踏まえ、島根県の条例である「公衆浴場法施行条例」及び「旅館業法施行条例」を改正することとした。

【参考】循環式浴槽におけるレジオネラ症について



お湯を循環して再利用する「循環式浴槽」では、レジオネラ属菌が入り込むと、菌が繁殖して大発生につながるおそれがあります。浴槽中のレジオネラ属菌を吸い込んでしまうとレジオネラ症にかかります。

【参考】レジオネラ症対策に関する法規制



## 2. 条例改正の概要

技術的指針である「公衆浴場における衛生等管理要領」等の改正内容を踏まえ、条例の該当項目を下表のとおり改正する。

	内容
1	ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。 ◆塩素系薬剤の残留塩素濃度 0.2mg/L～0.4mg/L程度 → <b>0.4mg/L程度</b> (一部改正) ◆ <b>モノクロラミン濃度3mg/L</b> (新設)
2	<b>循環式浴槽の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。</b> (新設)
3	集毛器を設置している場合にあつては、その清掃 <b>及び消毒</b> は、毎日行うこと。(一部改正)
4	シャワーは1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。(新設)
5	<b>気泡発生装置を設置している場合にあつては、内部に生物膜が形成されないように、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</b> (新設)
6	回収槽の <b>内部</b> の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。(一部改正)

3. 施行期日 公布の日から施行する。